

大川市 子ども・子育て支援新制度

令和8年度 保育所・認定こども園（保育所等の利用）の利用者負担額

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		月 額	
区分	市町村民税の課税状況等	3号認定こども（3歳未満児）	
		保育短時間	保育標準時間
1	生活保護世帯	0	
2	市町村民税非課税世帯	0	
3	市町村民税所得割課税額 48,600円未満	(2,700) 5,900	(2,750) 6,000
4	市町村民税所得割課税額 97,000円未満	(4,400) 8,800	(4,500) 9,000
5	市町村民税所得割課税額 169,000円未満	13,200	13,400
6	市町村民税所得割課税額 301,000円未満	18,000	18,300
7	市町村民税所得割課税額 301,000円以上	23,600	24,000

税額の計算には配当控除、寄付金税額控除、外国税額控除、住宅借入金等特別税額控除、配当割額控除、株式等譲渡所得割控除などは適用しません。

同一世帯から二人以上の児童が保育所・幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部・情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を同時に利用している場合の第2子の保育料は半額となります。

ただし、**市町村民税所得割課税額が57,700円未満の世帯**である場合は、年齢にかかわらず保護者と生計を一にする子ども等のうち、第2子の保育料は半額となります。

全て世帯で年齢にかかわらず保護者と生計を一にする子ども等のうち、第3子以降の保育料は無料となります。

母子家庭・父子家庭・障がい者のいる世帯であって、市町村民税所得割課税額が77,101円未満である場合は、年齢にかかわらず保護者と生計を一にする子ども等のうち、第1子の保育料は（ ）の金額が適用され、第2子以降の保育料は無料となります。

8月分までの保育料は**令和7年度**市民税額、9月以降の保育料は**令和8年度**市民税額により決定されます。

この保育料の他、施設によって給食代（主食費・副食費）、教材代、行事費等の実費徴収が必要となります。

※1号認定および2号認定（年少～年長クラス）については、保育料はかかりません。（保育無償化）

ただし、3号認定と同様、給食代（主食費・副食費）、教材代、行事費用などの実費徴収は別途必要となる場合があります。